

茅野八ヶ岳そば振興会議規約

(目的)

第1条 この会議は生産者、加工者、実需者が連携して、茅野市を主体とする八ヶ岳地域におけるそばの栽培、加工、歴史、文化などをあらゆる面から探求し、幅広い観点からそばを振興して、日本一のそば地域を創っていくことを目的とする。

(名称)

第2条 この会議は「茅野八ヶ岳そば振興会議」(以下「振興会議」という。)と称し、事務局を茅野市産業経済部内に置く。

(会員)

第3条 振興会議は、茅野市そば生産者協議会(生産者)、加工者、八ヶ岳蕎麦切の会(実需者)、行政機関、農業協同組合、その他関係団体、及びそば振興に熱意のある者によって構成される。

(活動)

第4条 振興会議は、目的達成のため次の活動を行う。

- (1) 生産者、加工者、実需者が連携して取り組む必要のあるそば振興に関わる活動
 - ① 「そば献納祭」に関する活動
 - ② 「寒晒そば」に関する活動
 - ③ そばの販路拡大とブランド化に関する活動
- (2) そばの歴史、文化の探求に関する活動

(役員)

第5条 振興会議に次の役員を置く。

- | | |
|-----|-----|
| 議長 | 1名 |
| 副議長 | 2名 |
| 委員 | 若干名 |
| 会計 | 1名 |
| 監事 | 2名 |
- 2 議長、副議長は会員の互選により選任する。
 - 3 委員、会計、監事は、議長・副議長会議により選任する。
 - 4 議長は、振興会議を代表し、議事を統括する。
 - 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、その職務を行う。
 - 6 委員は、振興会議の目的達成に努め、運営を補佐する。

- 7 会計は、振興会議の会計事務を処理する。
- 8 監事は、振興会議の会計を監査する。
- 9 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

(顧問)

第6条 振興会議に顧問を置くことが出来る。顧問は振興会議の運営に適切な助言を与えるものとする。

(会議)

第7条 振興会議は、議長が必要があると認めた場合に招集し、開催するものとする。

(補則)

第8条 この規約に定めるもののほか、振興会議の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、平成17年 3月 28日から施行する。

この規約は、平成18年 6月 23日から施行する。

この規約は、平成21年 9月 1日から施行する。